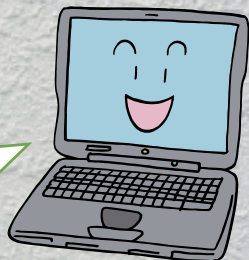


◆ 外国へ植物類を持ち出すときは… ◆

同じ植物であっても、国によって『輸入禁止』、『制限』、『消毒』などさまざまな条件が設けられています。  
詳しくは最寄りの植物防疫所へおたずねください。

農林水産省  
植物防疫所  
<http://www.maff.go.jp/pps/>  
ホームページに  
アクセスしてみてね!



## 主なお問い合わせ先

- 横浜植物防疫所  
新千歳空港出張所 …… Tel. 0123-24-6154  
成田支所 第1PTB …… Tel. 0476-32-6694  
第2PTB・第3PTB …… Tel. 0476-34-2352  
羽田空港支所 …… Tel. 03-5757-9790
- 名古屋植物防疫所  
中部空港支所 …… Tel. 0569-38-8433
- 神戸植物防疫所  
関西空港支所 …… Tel. 072-455-1936
- 門司植物防疫所  
福岡空港出張所 …… Tel. 092-477-7575
- 那覇植物防疫事務所  
那覇空港出張所 …… Tel. 098-857-0054

上記以外のお問い合わせ先については、ホームページをご覧ください。

## 輸出検疫カウンター

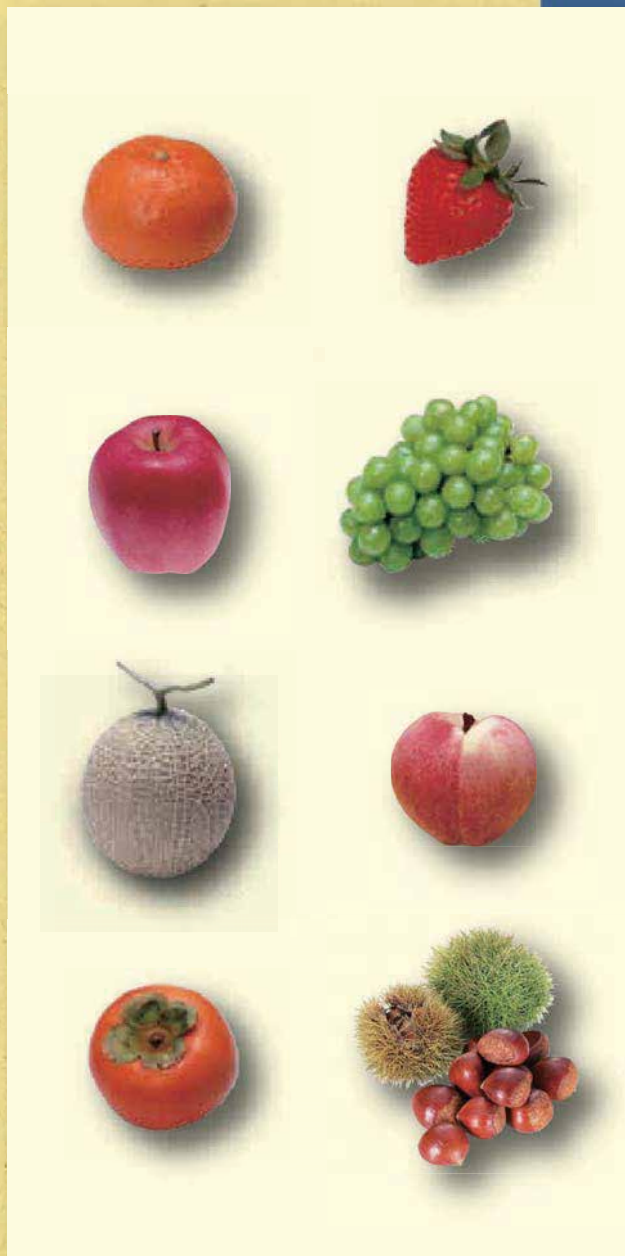
- 新千歳空港  
国際線旅客ターミナルビル3階  
CIQ展示室内
- 成田国際空港  
第1旅客ターミナルビル4階  
北ウイング  
第2旅客ターミナルビル3階  
北団体カウンター32番
- 羽田空港  
国際線旅客ターミナルビル3階  
チェックインカウンター「L」付近
- 中部国際空港  
旅客ターミナルビル3階 国際線チェックインカウンター「A」付近
- 関西国際空港  
第1ターミナルビル北4階 北出発口付近
- 福岡空港  
国際線ターミナルビル3階南側  
チェックインカウンター「M」の向かい



日本語版  
201810

# 海外へ日本の農産物をお土産として持ち出す方へ

## 植物防疫所



## 農林水産省



Japan.  
"Oishii" to the world.  
Washoku



携帯品として輸出する場合の検疫条件一覧


2019年1月現在

種類	くだもの										やさい(果菜)					やさい(根菜)			その他		
	カキ	キウイフルーツ	さくらんぼ	ナシ	ビワ	ブドウ	ウンシュウミカン	モモ	リンゴ	イチゴ	スイカ	トマト	メロン	エダマメ	サツマイモ(カンショ)	ナガイモ	ワサビ	クリ	精米	緑茶(製茶)	
輸出国																					
アジア	韓国	◎	◎	◎	*	*	◎	Q <sup>1</sup>	*	*	◎	*	◎	◎	*	*	Q <sup>1</sup>	◎	◎	◎	◎
	香港	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	タイ	Q	Q	Q	Q	*	Q	*	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q
	マレーシア	◎	◎	◎	◎	◎	◎	*	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	インドネシア	Q	Q	Q	Q	Q	Q	*	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q
	シンガポール アラブ首長国連邦	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
欧州	欧州連合(EU)	Q	◎	Q	Q	◎	◎ <sup>2</sup>	*	Q	Q	◎	◎	Q	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	スイス	Q	◎	Q	Q	◎	◎	*	Q	Q	◎	◎	Q	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	ロシア <sup>3</sup>	*	*	*	*	*	Q	Q	*	*	*	Q	Q	Q	Q	*	*	*	Q	Q	◎
米・太平洋	米国(本土) オーストラリア ニュージーランド	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	◎	◎
	カナダ	◎	◎	*	*	◎	*	◎	*	*	*	◎	*	◎	◎	◎	*	◎	*	◎	◎

1: 特定の生産地で生産されたものに限ります。 2: キプロス向けについては特別な条件が求められています。 3: 総重量5kg以下であれば、輸出検査を受けずに持ち出すことができます。

本表について

- 上記の検疫条件は、一般的に消費用に供する各植物の部分(例: 果物、茎又は塊茎)に適用されます。
- この早見表の作成に当たっては、正確な情報の提供に努めていますが、この情報の元となる諸外国の検疫規則は予告なく変更されることがあり、また、貨物や郵便で輸送する場合は、検疫条件が異なることがありますので、ご注意ください。
- 本表に記載されていない国、品目については、次のアドレス、QRコード又は植物防疫所にお問合せください。  
[http://www.maff.go.jp/pps/j/search/e\\_hayami\\_keitai.pdf](http://www.maff.go.jp/pps/j/search/e_hayami_keitai.pdf)



表中の記号について	
◎	輸出検査を受けずに持ち出すことができます。
Q	輸出検査を受け、合格すれば持ち出すことができます。
*	相手国が輸入禁止しているため持ち出すことができないもの、又は特別な手続き等(輸入許可、消毒等)が求められているため通常の輸出検査では持ち出すことができないものです。詳細は植物防疫所にお問合せください。